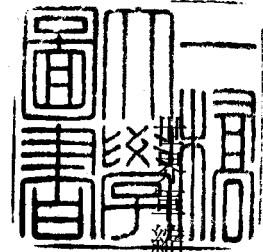


(1) 世界軍縮への構想



世界軍縮への構想

一 軍縮における理想と現実

軍縮は世紀の課題であり、人間の悲願である。とりわけ、核時代においては、軍縮は人類全体の生存 survival に関係してくる重要問題となってきた。

歴史的にみれば、軍備の縮少 reduction of armaments 制限 limitation of armaments 撤廃 disarmament の思想やその試みはあたらしいものではない。なかでも、強国や戦勝国が弱国や戦勝国にたいしてその優越した力関係を維持するため一方的にそうした状態を要求した歴史的事実は古くからあり、また現在もさかんにおこなわれている(たとえばヴェルサイユ条約、対伊講和条約など)。これにたいして少なくとも世界の強国の軍備に関連して一般

大 平 善 梧

的、国際的にこれを制限ないし縮少しようという問題が具体化したのは一九世紀後半以後とくに第一次世界大戦以来のことである。それは軍縮の主張や試みがこの時期にいたってようやくその現実の基礎をもちはじめるといったからである。すなわち、一九世紀以来戦争技術の驚異的な発展はその経済的負担において国民経済を震撼させずにはおかないものであった。したがって、軍縮への志向と要求とは、一方において必然的に一般民衆のそれとして生きた声となったし、他方各国の政治支配者の側からも具体化されることになった。軍備の負担にあえぎ戦争の惨禍を自覚しはじめた一般民衆の要求は、必然的に軍縮とさらに平和への理想的訴えとして現われてきたわけである。これにたいして、政治指導者の志向はより

現実的であり、常に自国のナショナル・インタレストを考慮し、自己の優越的地位の相対的保持をめざしていたものだと見られる(英独海軍協定、ワシントン会議など)。

英独建艦競争の時期として特徴づけられる前世紀末から今世紀にかけて、軍備拡張に反対する勢いは国境を越えて民衆の側から起こらざるをえなかった。こうした背景のなかで、一八九九年、一九〇五年にハーグ平和会議が持たれ、軍縮をその招集の第一目的となした。第一次世界大戦を契機にして、国際連盟の成立、民主主義勢力の興隆、ソ連邦の誕生などの条件のなかで、ワシントン軍縮会議(一九二二—二二)、ジュネーブ軍縮会議(一九二七)、ロンドン軍縮会議(一九三〇)と相ついで開かれて、強国の海軍力制限の方はそれぞれ条約にまで結実した。国際連盟は、もとより国際の平和と安全の維持をその主たる課題とし、軍備縮少を連盟国の加入義務となし(規約第一条二項・第八条一項)、当初から一般的な軍縮のための努力がつけられた。一九二二—二五年の安全保障問題の討議、一九二六年のジュネーブでの軍縮準備委員会の活動など特記すべきであり、具体的な成果はなかったにせよジュネーブ軍縮会議は世界世論を平和へと

盛りあげて行った。しかし、世界恐慌による一般的な危機の深刻化は、ヒットラーの抬頭をもたらし、この軍縮の気運は全く地を払うことになってしまった。

第二次大戦後のあたらしい世界情勢のもとで、核兵器の出現をめぐって、主として二つの社会体制のあいだの問題となつて現われている。軍備の規制と縮少をその任務として誕生した国際連合は、現在まで原子力管理の問題を中心として一般軍縮の問題を絶えずとりあげつづけてきた。国際連合には初め原子力委員会と通常軍備委員会の二つの機関があつて、軍縮問題を処理してきたが、これが途中で軍縮委員会に統合されて再出発し、核実験停止及び奇襲防止を特に取り上げて、軍縮外交は進展した。そして一九六三年七月二五日に部分的核実験停止条約が成立し、軍備管理 *arms control* への新しい一歩を印することになった。

軍縮にたいする世界世論は、極めて人道的な理想主義的な色調を帯びている。まず道義的な理由から軍縮の必要が力説されてきた。多くの宗教は戦争や殺人を否認する思想を古くから植えつけている。イエスの教も、「剣によって得られたものは、剣とともに亡びる」(マタイ伝

(3) 世界軍縮への構想

二六章五二)と記して、軍備軽視の思想を宣べている。

戦争一般またはある種の戦争ないしその準備は、道徳的に悪であると主張されてきた。中世のキリスト教の正戦論はここに紹介するまでもなく、戦争は否認され、ただ例外的場合にこれを許すという立場がとられた。カントの永久平和論も、理性を重視し、常備兵力は全廃すると主張して、実力を軽視する態度を守るものであった。核兵器の出現はいよいよ軍縮の道徳的理由を増大している。核戦争は人類の破滅を意味するから、あくまでも戦争を追放し、軍備を撤廃することが、至上命令だと要請される。わが国では、キリスト教や、仏教、理想主義的な哲学思想、はては原爆を憎む科学者の良心から軍縮を主張するものが多く、わが憲法第九条の規定がその制度的な基盤となっているものと考えられる。

わが憲法第九条は、たんに日本だけがこれを実施したのみでは足りず、これを普遍化して、世界の各国がすべて同時に実行すれば、世界軍縮は達成されると主張する観念的なモデル・パシフィストが存在する。これは国際平和のために有効ならばどんな理想案でも、とにかく突破口として試みようとするロマンティシストの主張であ

る。憲法第九条の規定から対内的に自衛隊は合憲であるか否かと論議するわが法理論争よりも、対外的に眼界を向けて世界的に発言した憲法第九条の普遍化の主張は、視野の広い前進的な論陣だと言ってよからう。だが、憲法第九条の規定の厳格的適用が対内的に不適當になってきたと同様に、第九条の普遍化の提唱もいよいよ非現実性を表示するもののように見える。憲法第九条の意味するところは、軍備を国内治安維持の限度にまで縮少し、武力の行使は自国の領域内においてのみ行使しようと規定するもので、国際警察力の整備していかない今日の国際社会において、果たしてそれだけで国際秩序を維持することができ得るであろうか。モデル・パシフィストは、憲法第九条の理想性を国際的に拡大しようと力説して、その総合的な裏付けの弱さを暴露してしま⁽¹⁾った。

広島・長崎の被爆の経験をもつ日本人は、核アレルギ¹と呼ばれるまでに、核兵器にたして嫌悪観を保有している。今日では、広島²の原爆より数千倍の威力のあるメガトン水爆が出現した。広島のようなことは二度と起こってはならないという民族的な憤怒の気持ち³が、軍縮にたいして焼きつけられる悲願として盛りあがっている。

原子核の巨大な力がひとたび破壊のためにはなたれたならば、われわれの文明は一夜にして壊滅させられることは、今日すでにあまりにも明らかである。核時代においては、もはや戦争は国策遂行の手段としての効力を喪失してしまった。人類の破滅を招く全面戦争の脅威を背景にして、核兵器及びその運搬手段の全廃を主張する軍縮への要請が切実となり、世界平和の保持が至上命令となっている。野放しの軍備競争が世界平和のために危険であると、わが国において軍縮を叫ぶ理想主義的な平和論がいよいよ盛んとなっている。

だが一方において真剣に軍縮運動が展開されているのに、現実では国際関係の緊張が逼迫し、各地に武力的紛争が続いて起こっており、軍拡競争がいよいよ激化している。国際緊張の高まりに即応して逆に軍縮への熱望が増大してくる面もあるが、見方によれば、各国は軍縮を一方で口にしていながら、他方で現実には軍拡を実行している状態である。さらに、軍縮交渉が成立しうる見込みが困難であるから、やむなく軍備充実をはかるのだと軍縮が再軍備への口実となっている。自分の方では理想的な軍縮案を用意しておるのに、相手は侵略的な意図を

内蔵して同意せず、これをして理想案を呑ませるためには力を背景にして説得する必要がある、このために更に強い軍備が必要であると主張される。かくして理想主義の立場から、軍縮が平和への万能薬だと宣伝され、平和主義の象徴的な手段のように考えられつつ、しかも国際緊張の発展にともなうて、実際に軍備競争のテンポは必ずしも減少していない。ここに軍縮にかんする現実論が生まれ、手放しの楽観論にたいする冷徹な批判が下されることになる。

完全軍縮の声は高いにしても、軍縮を現実化する途は容易ではない。たとえかりに戦争を行なう手段を廃止制限することができたとしても、それだけでは、戦争の勃発を絶滅することはできないであろう。軍備をある程度に制限禁止しえたとしても、制限禁止されない残った兵器で戦争を行なうことは可能である。いまかりに、既存の核兵器を撤去することが実現しえたとしても、これを再製造する知識と能力とを完全に制限禁止することはできない。軍備競争は今日ではそれぞれの研究実験室で激しく行なわれている。単なる軍縮の約束だけでは実効ある安全保障は生れうるはずがない。軍縮条約は国際緊張

(5) 世界軍縮への構想

を緩和する効果はあっても、世界平和にたいして絶対的に効力ある万能薬とはなりえないのである。

一般軍縮は世界の課題であるが、これが現存の国際社会において行なわれるものである点を看却してはならない。今日の国際社会は「複数国家の体制」 multi-state system であり、主権を有する国家の多元的構成を基調としている。国際社会が、その上に世界権力を認めず、権力の分立の基礎の上に成り立つものであるから、各国の政治指導者は自国の安全を第一に考え、軍縮を国家的利益の見地から考察しようとするのは当然の事象である。軍縮交渉は主権国間の勢力均衡にもとづいて成立するもので、自国の生存を道義的理由から危険にさらすような愚策を採り入れるはずがない。軍縮問題の中心は、各国間の軍事力の相対的均衡の保持となってくる。自国に有利な武器を極力保留しようとし、逆にその対立者に向ってはもっとも有用な武器を制限しようとするのが、権力政治の常道である。

ソ連のフルシチョフが、一九五九年九月、ニューヨークの国連総会において、四年間に全面完全軍縮を行なうと演説して以来、世界に完全軍縮 perfect disarmament

という神話が横行しはじめた。しかし、一方に巨大な地上軍を擁しながら、他方で軍縮の世界的提言を行なうのは、ツァー時代からのロシアの口口だったといつてよからう。⁽²⁾

ソ連の政治家は、軍縮提唱が世界にたいする宣伝手段として、極めて有効であることを熟知し、これを巧みに活用しているものと観察される。国際会議では、各国とも自国が平和の熱心な支持者で、軍縮に口頭禪の讃辞を呈するのが常である。どこの国でもその軍縮政策のもっとも根強い目的は、国内・国際の世論にたいし軍縮にむかって努力がなされていること、そしてなぜ協定に到達されないかの理由は、自国ではなくて、他国の政策にあることを示すにある。軍縮の提案が抜本的で壮大であればあるほど、それはその政策の目的をみだすであらう。その上、抜本的でかつ壮大な提案は、それが排斥されることを承知の上で提出されるのであり、それを提出する国はかえって軍縮の方に向いていないことのしるしであると言わねばならない。フルシチョフの完全軍縮の提唱のごときは、まさにこの壮大な提案の代表であったとみられる。

全面的完全軍縮の提唱は、理想論からみると徹底しているが、現実論としては実現不可能に近い。提唱者の方にとっては、戦術としてもっとも都合のよいものだと思われる。まず宣伝上の価値が極めて大きいわけだし、世界を揺り動かすには雄大宏壮なものほど値打ちがある。万一それ自身の条件に基づいて完全軍縮が得られるものであるならば、提唱者として実際に協定の成立を欲するであろう。協定として完全軍縮が成立するならば、提唱者の威信は高まり、実際にソ連としては極めて有利となる代物である。西欧は公開社会であるから、協定成立後ただちに本場に軍縮の体制に入らなければならないが、秘密国のソ連として条約の履行は自由に斟酌できる地位に立つわけである。条約中に管理や査察が規定されない限り、ソ連による厳格な条約の実施は期待できない。ソ連は、一般的な原則の誓約は喜んで行なう傾向がある。その原則の解釈や適用において随時に自分勝手に振舞ってゆく習性がある。彼等の欲するのは事柄をすべて自己の掌中におさめることである。全面的完全軍縮が約束されるならば、軍事均衡上、西欧よりもソ連の方が有利になることも忘れてはならない。まずソ連に人口

が多いから、直ちに動員可能な人員を確保することができ、きるわけで、警察や秘密警察は、軍隊と称さなくとも、軍隊組織として十分に役立ちうる。全体主義国家を相手とする軍縮交渉では色々と勝手が違うもので、国家機密は十分に保たれるから、秘密軍隊・秘密軍事予算・秘密工場など容易に操作できるであろう。大事なのは一般的な軍縮宣言ではなくて、具体的な軍縮の取り決めであり、その実施である。

完全軍縮を口にすることは容易であるが、その実現は至難だと言わねばならない。各国の軍縮提案が単なる戦術だけのものだとは思われないが、軍縮交渉ぐらい奇妙なものはないようである。もとより各国ともに真に軍縮を欲する要因がないわけではない。真面目に軍縮を提唱している面があることも肯定できるのであり、そこに軍縮成立の条件がひそんでいる。軍縮交渉における虚偽と真実、幻想と現実とを見きわめることこそ、国際政治学者の見識であろう。⁽³⁾

(1) 高柳賢三氏は、「地上の平和」と題するニューヨークの平和会議に参加した。「地上の平和」という題は、一九五三年に公刊された法皇ヨハネス二三世の回勅の標題から

とられたものであり、それを本年二月のこの会議のテーマとした。この会議で高柳氏は憲法第九条の普遍化を提唱した。『ライフ』は氏をモデル・パシフィストと評した。尚高柳論文は、『自由』一月号の「憲法第九条の普遍化」五月号の「戦争と平和」及び『世界』の六月号「世界平和建設とヴェトナム問題」を見よ。

(2) ロシアは理想を夢みる大きな提案を試みる傾向がある。軍縮については左の例がある。

① 一八一六年三月にロシア皇帝アレキサンドル一世が英墺に非公式の書翰を送り、一般軍縮を提唱した。メッテルニヒは、ロシアから真実の情報をうることは常に困難であり、信頼の相互性が確かでないから、直ちにこちらで話をはじめめるわけにはゆかないと考えた。

② 一八九八年に、ロシア皇帝ニコラス二世が、現存軍備の進行的な拡張を制限するために、ハーグ平和会議を開催することを提唱し、九九年第一回会議は開幕された。しかし、現実には軍縮の方はこの会議では何らの実のりはなかった。

③ マクシム・リトヴィーノフは、一九二七年の国際連盟の軍縮委員会に出席し、堂々と全面的軍縮を主張した。ついで、一九三二年―三四年のジュネーブ軍縮会議において大いに発言し、初めは完全軍縮を提出し、後に制限付き軍縮を唱え、各代表を困惑させた。

(3) 私の論文「軍縮と集団安全保障」は『核時代の軍縮問題』軍縮問題研究会編昭和三十七年発行に入れてあるのを参

照。

二 軍縮成立の条件

軍縮の達成が至難の途であっても、国際政治の現段階において、軍縮の取り決めが如何なる形においても不可能だということではない。全面的な完全軍縮が実現できないとしても、部分的な比例軍縮の可能性が与えられていると観察できよう。可能な軍縮は比例軍縮であって、現存の力の均衡をそのままに保持しつつ、段階を追って、その均衡をいかなる段階でも崩さないようにして、その軍備拡張のテンポを緩め、軍備を一定の限度に凍結し、次第に相互の軍備の高さを低下してゆくことはできるのではなからうか。

軍縮の利益は、相互の利害を考量する人類の共通理性によってすでに各国により認められてきていると言つてよからう。無限に軍拡競争を継続して行つても、各国の安全感が相対的に増加するものとは考えられず、反つて軍縮を約束する利益の方が、相互の合理的な打算によって十分に感得されてきたところである。双方とも国力に限度があり、増大する軍事費は耐えがたい経済的負担と

なっており、これ以上核兵器を開発しても軍事効率は減することが判ってきた。しかも、大事な核兵器も相互抑制 *mutual deterrence* の形となって、殆んど使用することができなくなっている。ここで危険な国際的緊張を止揚して理性によって「休戦協定」 *modus vivendi* を結びうる契機が生れると思われる。

軍縮を促進するものは、人道的理由・経済的理由・政治的理由など、色々挙げることはできようが、その決定的理由となるものは窮極兵器たる原水爆のもたらす軍事的科学的な影響だと見られよう。

世界軍縮の可能性は、核兵器とその運搬手段の発達の結果から生れているように見える。核兵器の出現は、原子力の国際管理及び軍備縮少の必要を世界に告げたけれども、国際連合における原子力問題の討議は一向に進展せず、米国側で原子力管理問題で手を焼いているうちに、時を稼いだソ連は遂に核兵器の製造に成功してしまつた。ここに恐怖の均衡が生れ、双方が原水爆を保有し、その運搬手段を整備して、相互抑制の体制に移つていった。

核兵器による相互抑制から、核兵器の使用は容易に行

ないえなくなり、かつ、今後どれほど核兵器の充実をはかつて軍拡によって各国の安全感が増加しないという奇妙な結果が生じてきた。

まず第一に、核兵器のミサイル攻撃にたいして、これを途中で遮断する適当な防衛手段はいまのところ案出される見透しはない。ことに開放都市にたいする核兵器の攻撃については、防御はまず不可能に近い。地对空ミサイルの今日までの発達では命中度は高からず、都市のシエルトも高価について実効性が少ないとすれば、その核攻撃については事後に防御するよりも、事前に攻撃を抑制せしめる措置を考案するより外はなくなっている。抑制 *deterrence* は、倫理的なものもあるが、ここでは軍事的な抑制手段のみを考えることにする。相手より核兵器による先制攻撃があつたとして、そのために味方の核兵器の発射手段が全滅してしまえば、奇襲は成功して味方は完全に敗北である。ところが、相手の第一撃によって味方の核兵器が破壊されずに残存するならば、この残存した核兵器によって相手に致命的な損害を与えることができる。相手が第二撃によって報復されることが確実であると考えるならば、慎重に損害を考量して第一撃

(9) 世界軍縮への構想

の攻撃を事前に差し控えることになる。相手が報復力を残存する立場 invulnerability がある限り、簡単に核攻撃をしかけるわけにはゆかなくなっている。これが米ソ両国について同じように働くから相互抑制と呼ばれる。この相互抑制が有効に成立しているかぎり、全面的核戦争は起こりにくくなっている。核戦争が起これば双方の報復力によって共倒れになるから、現在において核兵器は容易に使用しえない兵器と化していると見なされる。

次に核兵器には通常兵器に適用される優勝劣敗の法則が適用されないことに注意せなければならぬ。ある程度までの核兵器を保有し、敵の攻撃にたいする残存能力を獲得できているとすれば、これによって攻撃者に十分に報復できる。従ってそれ以上に核兵器を拡張したとしても、その限界効用は逓減してゆくだけで、相手を過剰殺傷 overkill するだけである。誤算もあるから適度の余裕を持つことは必要ではあるが、とにかく一定限度以上の巨大すぎる核兵器を保有しても無意味である。核兵器が多ければ多い程効果があるという優勝劣敗の原則はここで適用されず、相手の攻撃を抑制せしめるだけの核兵器が維持されればそれで充分だということになる。

ここに核兵器の軍縮、少なくともその凍結の可能性が生れるのである。

このままで行けば核兵器とその運搬手段の開発は、必要な程度にまで進展してゆき、無意味な方面に軍事投資が継続することになってしまいうだろう。ミサイルを防御する手段の開発は至難であるが、かりにこれを完成して、攻撃対防御の悪循環を現出するよりも、ここで兵器開発を休戦して、相互の軍備比率を現状で固定することの方が賢明である。かくして、米ソ間で話し合いを進め軍備管理へ導く可能性が見出される。部分的核停条約が締結されたのは、全く核兵器の持つこの特性に依るものだと言つてよからう。

一九六一年九月二〇日、ソ連ゾーリン国連常任代表と米マックロイ大統領軍縮顧問によって合意され、国連に提出された『軍縮交渉のための合意された諸原則についての米ソ共同声明』は、今日の軍縮の成立条件を示すものとして特記すべきものである。

一九六一年三月三〇日に総会で発表された両国の合意に従つて、軍縮に関し広範に意見を交換し、軍備競争の継続が人類にとって重い負担であり、かつ、世

界平和にとって危険をはらんでゐることに注目し、

一九五九年一月二〇日の総会決議一三七八(一四)号の全規定を守ることを再確認し、

全面的完全軍縮を平和な世界において達成するのを促進するためには、すべての国が現存の国際諸協定を守り、国際緊張を悪化しようのないかなる行動をも差し控えることが重要であること、ならびに両国があらゆる紛争を平和的手段によつて解決しようとしてゐることを確認し、

米国とソ連は軍縮に関する将来の多角的交渉の基礎として次ぎの諸原則を勧告すること、およびこれらの諸原則に従つて平和な世界において全面的完全軍縮について早期に合意に達するよう協力するよう、他の諸国に要請することに意見が一致した。

一 交渉の目標は、A、軍縮は全面かつ完全なものであり、戦争はもはや国際的諸問題を解決するための手段とはならない。B、このような軍縮は紛争の平和的解決のため信頼できる手続きの確立と国連憲章の諸原則に従つて平和を維持するための効果的取り決めを伴うことを確実にする計画について合意に達することである。

二 全面的完全軍縮計画は、各国が国内秩序を維持し、市民の安全を保護するために必要として合意された非核兵器、兵力、施設装備のみを自由に持ち、各国は国連平和軍を支持し、これに合意された兵力を提供することを保証する。

三 この目的のために、全面的完全軍縮計画は、各国の軍備に関連してつぎのような必要な規定を含む。

A 兵力の解体、基地を含む軍事施設の撤廃、兵器の製造中止とその掃蕩ないし平和的目的への転用。

B 貯蔵されているすべての核兵器、化学兵器、細菌兵器その他大量破壊兵器の一扫と、その種兵器の製造中止。

C 大量破壊兵器のあらゆる運搬手段の一扫。

D 各国の軍事努力の組織化を目的とした組織と機関の廃止、軍事訓練の中止およびすべての軍事訓練機関の閉鎖。

E 軍事支出の打ち切り。

四 軍縮計画はそれぞれの措置と段階を特定の期限以内に達成し完了するまで段階を追つて、合意された順序に従つて実施しなければならない。軍縮の過程における次ぎの段階への移行は、前の段階に含まれる措置の完了を再検討し、これらの措置がすべて実施され、検証されたという決定が下され、かつ、次ぎの段階における措置に必要な検証の追加取り決めが適当なときに進められる用意があると決定された時に行なわれる。

五 全面的完全軍縮のすべての措置は、条約実施のいかなる段階においても、いかなる国ないし国家グループも軍事的利益を獲得せずまたすべての国に平等に安全が確保されるよう均衡のとれたものにすべきである。

六 あらゆる軍縮措置は、初めから終りまですべての当事国がその義務を守つてゐることを確実に保証するような厳密で効果的な国際的管理のもとに実施しなければならない。全面的完全軍縮の実施中および実施後、最も全面的な管理を実施しなければならない。このような管理の性格と規定は各段階

(11) 世界軍縮への構想

で実施される軍縮措置の検証に対する程度による。軍縮の管理と査察するために協定の全当事国を含む国際的軍縮機構を、国連のワク内で設けなければならない。この国際的軍縮機構とその査察員は、効果的検証に必要なあらゆる場所に拒否権を受けずに無制限にゆくことを保証されなければならない。

七 軍縮における進展は、平和維持と、平和的手段による国際紛争を解決するための機関を強化する措置を伴わなければならない。全面的完全軍縮計画の実施中と実施後、国連憲章の諸原則に従って、合意された型の兵器を備えるべき国際平和軍に必要な合意された兵力を国連の手にゆだねるといふ各国の義務を含み、国際の平和と安全を維持するのに必要な措置をとらねばならない。この軍隊の使用に関する取り決めによって、国連は国連の目的と原則に違反するいかなる脅威ないし武器の使用をも必ず効果的に阻止するか押えることができるようにならなければならない。

八 交渉に参加する国々には、できるだけすみやかに可能なかぎり広範囲にわたる協定を作り、これを実現するように努めなければならない。計画全体については協定ができるまで間断なく努力を続け、かつ計画全体に関する協定についての進展を阻害せず、軍縮措置について早期に協定を作り、かつ、これを実施し、このようにしてこれらの措置が計画を促進し、かつ、その一部となるように努力しなければならない。

世界軍縮の成立条件として、右の米ソ共同声明から導きだされる問題点を私なりに摘記してみよう。

(イ) 合意の原則

軍縮は関係国とりわけ軍事上の強国の合意によって達成されねばならない。強国や戦勝国が弱国や戦勝国にたいしてその優越した力関係を利用して一方的に軍縮を要求する場合は不平等の軍縮で、この場合は真実の合意の基礎に立つものとは見られまい。しかるに今日の世界軍縮は対等の軍縮であり、優越した力関係を利用して一方的に軍縮を強制できる場合ではない。各国の保有する軍備を縮少・制限・管理しようとするためには、必ずその保有国の承諾が必要となる。

各国の同意はその国の利益を考慮して与えられるのが常である。従って各国は軍縮にたいして共通な関心を持ち、達成される軍縮協定によって平等の利益を受けるものでなければならない。国家の利益や安全を犠牲にしてまで、世界軍縮に同意することは期待できない。ここで各国にたいして軍拡競争の危険性と軍縮のもたらす利益を予め啓発して置かねばならないところである。

(ロ) 安全保障の原則

各国は自己の安全保障を犠牲にしてまで軍縮を受諾するはずがない。軍縮協定の成立から実施までの、いかな

る段階においても、関係するすべての国に平等に安全が確保されるように均衡のとれたものにすべきである。また、軍縮を徹底して、各国の軍備を領土保全のための最低限度まで削減せしめる場合には、そこに必ず集團的安全保障の制度を併せて考慮されねばならなくなる。かくして、軍縮の前提として安全保障が必須の条件となってくる。これは国際連盟時代の軍縮討議において、明確になった点である。

世界的權威 World Authority がいまだ樹立されていない国際社会において、世界警察軍を直接に組織することは至難である。そこで国際連合を強化し、各国は国連平和軍を支持し、これに合意された兵力を提供することを保証することを要する。国連による集團安全保障が実効性がないかぎり、各国は地域的な集團防衛の方途にでるわけであるが、これは全面的な完全軍縮への途を用意するものではなからう。

(ハ) 現状維持の原則

国際社会には発展の時期と安定の時期とが織りなしている。社会には変化と安定の二要求が含まれているが、軍縮は現状維持の原則が尊重されるときに成立する可能

性が多いと思われる。まず軍事科学の躍進する時期において、発展する軍事力の勢いを軍縮協定によって抑制停止せしめることは容易ではない。そこで一応軍事科学の発展が進捗をとげ、停滞の小康をみたときが、軍縮による固定化を希望しうる契機となるであろう。

また国際関係においても、現状維持と現状打破の勢力が争うことになるが、各国が現状打破を目指して権力闘争を試みる場合には、軍縮という休戦協定を成立せしめる余地は少ないようである。これに反して、各国が現状維持を主として希求している時には、勢力関係を安定せしめて、軍縮を成立せしめうる基盤を提供することになる。第二次大戦後の世界情勢は冷戦と呼ばれて、国際緊張は逼迫しているように見えるけれども、両陣営ともに相手方に圧勝することができず、結果において相互の勢力範囲は現状維持に止まらざるをえない有様となっている。双方が核兵器を保有しつつ、相互抑制の体制を形成しているために、好むと好まざるとを問わず、各国は現状維持を余儀なくされている。国家的欲望の方が凍結されるならば、自ずとその政策達成の手段の凍結を受け入れることになるのは、自然の勢いである。

(13) 世界軍縮への構想

東西両陣營の対立は、イデオロギーの対立であるが、これも教条主義に固執することがないならば、平和的に共存しうることになる。社会革命を武力に訴えても推進しようとするれば、現状打破に走るけれども、平和競争を中心にして両体制の平和共存を主張するかぎり、ともに現状維持を肯定することになり、軍縮への途を整えることとなるわけである。

(二) 管理査察の原則

軍縮は相互の信頼関係が保証されなければ達成されないと称せられるが、今日複雑な軍縮協定を成立せしめるほどの信頼関係を初めに樹立せしめることは容易ではない。そこで、寧ろ現に存在する不信感を前提として、成立した軍縮協定を確実に履行されるような機構を特に構想する必要がある。通常軍備たとえば海軍軍備に関する縮少削減の協定については、それぞれ独立した兵器体系ができており、戦艦・巡洋艦・空母・潜水艦の制限を規定するとしても、特別な監視機関を設けなくとも、その条約の実施を観察できたと言つてよかつた。ところが核兵器、核分裂物質は、言わば強烈な火薬のようなもので、これを独立した兵器体系として制限削除すると協

定しても、果してどの程度実施されているか否かは外部からなかなか監視しにくいものである。

核兵器及びその運搬手段の軍縮を規定する協定は、単に約束を成立せしめるだけでは十分でなく、否そんな約束だけの成立では危険であり、不公正である。あらゆる軍縮措置は、初めから終りまですべての当事国がその義務を守っていることを確実に保証するような効果的な国際的管理のもとに実施されなければならない。現地の査察のない核兵器の軍縮協定は殆んど意味をなさないものとなろう。

国際的な軍備管理の制度は、ある程度まで国際機関の強化を意味し、管理には相当の費用と手数を要する。軍縮には寧ろ経費を要するとも言われているが、一面に軍縮より生ずる軍事産業の転換、他面に国際警察軍の整備から軍備管理の実施まで、新しい至難な多くの事業が待っていることを予め知って置かねばならない。

(六) 二刀流の原則

東西間の冷戦は長期継続闘争 *protracted conflict* であるが、軍縮交渉もまた長期継続闘争である。国際連合が成立して以来、その機構の内外において、とにかく何ら

かの形において軍縮交渉は継続してきた。軍縮交渉は虚偽と真実、理想と現実とが交錯して、心理戦・宣伝戦の局面が強くなっている。

理想的面が極端に出たのが全面的な完全軍縮の思想である。これは宏壯雄大で宣伝戦の手段として有効であった。これと逆を実現できるものは部分的な比例軍縮である。ソ連は全面的な完全軍縮でなければ交渉に応じないという立場を採り、そのため軍縮の目標や原則の討議に多くの時間と精力を費いやした。ここから理想と現実、完全軍縮と部分軍縮の二刀流が生れてくることになる。

長期的なマクロスコープの立場に立てば、全面的な完全軍縮を執らねばならず、これを実現するための総合的な計画が必要となる。これに対して短期的なミクロスコープの立場に立てば、可能的な部分軍縮を試みねばなるまい。南極の非武装化・大気圏外の平和利用・核実験の停止などは、すべて部分的な軍縮の範囲に属する。

長期的な完全軍縮と短期的な部分軍縮との二刀流において、両者の連絡を巧みに行ない、均衡ある軍縮交渉を進めてゆかねばなるまい。常に軍縮交渉の窓をあけて置き、双方ともに行きづまりを打開してゆく忍耐力を必要

とする。

(4) 前芝・山手訳『軍備競争』(ノエル・ベーカー原著)の付録五二—三頁の訳文参照。

三 日本の世界軍縮案

日本の世界軍縮問題に向っての発言は、極めて控え目であり、限定的なものにとどまっていた。日本が国際連合に加盟を認められたのは一九五六年一月一八日で、当初から晴れの舞台で軍縮討議に参加する機会を与えられていなかった。その後も、軍縮関係の委員会に出席することはできず、ただ個別的交渉の機会また国際総会における短い発言で、軍縮に対するわが主張を表明してきただけにすぎなかった。

第二次大戦の敗者として、日本の国際的な発言権はそう高いものではないが、すでに廃墟のなかから不死鳥のごとくに立ちあがり、今日のように盛んな復興をとげた国家として、世界平和の問題にかんしてただ傍観者として止まっていたよいものではあるまい。経済的な実力を回復したアジアの一強国として、身分相応の責任をつくり、国際の平和と安全の維持のために貢献せねばならぬ

時がきていると思われてならない。

戦前は世界の三大海軍国の一つとして、その強大な軍事力を保有した日本も、現在は自力で安全保障を全うしえないほどの身分に変わっている。自から軍備を保有しない国家が、世界に向かって軍縮を叫びかける地位にいないようにも思われるが、考えてみればそこにこそ世界軍縮を徹底して提唱しうる道義的基礎が与えられていると考えてよい。日本が終戦によって完全に非武装化され、しかも憲法第九条によって戦争放棄を宣言している。この日本の地位そのものが、世界の全面的な完全軍縮を完成した場合における国家の新しい姿なのである。日本の軍縮への叫びは、この点から出発しなければならぬし、またそれを恥とすべきではあるまい。

日本では、完全軍縮の声のみが高く、原水爆実験反対の運動だけが華やかで、観念論が流行して世界政治に即した具体的な実証的な研究が行なわれていない憾みがある。学界において軍備管理や軍縮の研究が今日まで等閑に付せられてきたばかりでなく、政府当局の方でも世界軍縮に対する日本提案の研究を怠っている有様で、米英等に対比して、全く学問上及び政策上の盲点となってい

るものと言わねばならない。

日本は、まず世界の軍縮論が、理想と現実、完全軍縮と部分軍縮の二本建てとなっている理論構成を認識し、自己の軍縮の提唱もまた二刀流となさねばならない。憲法第九条の規定の解釈にも、この二刀流を採用すべきであり、第九条は理想主義のポリティカル・マニフェストとして考察するとともに、具体的には国家の安全に必要な軍備を保有しようとする現実軍縮の立場でこれが伸縮性のある適用をほどこななければならぬ。

軍縮に理想論と現実論の二つの立場があることを理解したならば、日本は進んでその理想論として全面的な完全軍縮の主張を行なうことが切望される。しかも、この完全軍縮の主張を力説する場合には、国連憲章の諸原則に従って、合意された型の兵器を備えるべき国際警察軍に必要な兵力を国連の手にゆだねるといふ義務を肯定しなければならぬ。わが憲法第九条の規定が国際警察軍の組織に協力するという解釈をとるとの立場を堅持できない限り、わが方より全面的な完全軍縮を提唱する道義的資格を賦与されていないことを自覚せねばならない。わが憲法第九条の普遍化を主張するモデル・パシフィス

トの主張は、軍縮と集団安全保障との相関関係を看却する欠点を有することは前述したところである。

広島・長崎の体験を有する日本としては、核兵器の製造・貯蔵・実験・使用に反対することに躊躇すべきではない。理想論として原子力の国際管理に賛成し、各国による核兵器の保有に反対せねばならない。今までの国際会議において日本代表は余りに婉曲にこの点を主張してきた嫌いがあるが、今日ではもう遠慮する時期はすぎた。中国の核実験の成功によって、この問題は逆に現実論に化した観があるのに、民間の方の足並みは核実験反対の運動まで揃わなくなっているのは嘆かわしい。日本の立場としては核兵器を保有しないことを国是としているのであって、核保有国に気がねして反対の発言を控える必要はない。

現実論としては、軍備の保有を肯定し、部分的な軍縮だけで満足せねばなるまい。余りに執拗に理想論を振りまわしたり、反対の抗議をくりかえしても、反って関係国の感情を害して効果はないであろう。外交の妙手というのは、可能性はあるがもたもたした事件を有利にわが方の意見の方に転換せしめるところにある。現実論と

して第一に考慮すべきは自国の安全保障であり、この点からしては、不必要な発言を続けて、わが国防の本義を逸脱しないよう戒心しなければならないところである。

わが安全保障を最初に考慮して現実的な部分軍縮を策定する場合には、そこに相当のワクが存在することを認めないわけにはゆかない。そのワクの第一は日米安保条約である。日本領土に米軍の基地があり、「核の傘」を含めて米軍より防衛されている現実を軽視するわけにはゆかない。第二のワクは、わが自衛隊の実力とこれに育成してゆく自由の確保である。中途半端な自衛隊を今さら温存せしめる必要はないと考えられるかも知れないが、いかなる時でも、祖国を防衛する最低限度の抑制力が必要であって、とりわけ海空の自衛力はもっと強化することが急務である。第三のワクは、軍縮に関する米ソの諸了解を尊重することである。東西の谷間にある日本としては、この二大強国からの圧力を巧みに操作することが賢明である。従って米ソ間の平和共存の政策を強化することに努力を注ぐことが望まれる。日本としてみだりに大陸方面を刺戟する行動は慎んだ方がよろしいわけで、日本の中立化などの実現性は存在しないが、日米安

保条約を肯定した上でアジアにおける緊張緩和のために行えるだけの努力を惜むべきではあるまい。

核兵器の拡散防止には特別に関心を示さなければならぬ。この点ではフランスと中共との利益に反対し、又今後核を保有しようとする国家の利益に衝突するわけであるが、多中心の動きに逆ってもやむをえない。日本ではフランスや中共の立場に同調する人々が多いけれども、核兵器が拡散すればそれだけ平和破壊の公算が大となり、軍備管理の可能性を少なくするものである。不十分な核兵器を所有しておるものほど、これを使用する誘惑にとらわれがちであり、裸かのミサイルは残存能力 invulnerability がなく、敵より破壊される前に発射を急ぐことになって全面戦争を惹起する機会が著しく増大してくる。日本は部分的核停条約に参加しているが、この条約が全面的停止条約にまで発展することを希望するとともに、さらに国際会議を開催して核の拡散防止の手段の講ぜられることを熱望したい。

アジアに非核武装地帯を設置したいとの構想があるが、中共がこれに参加する見込みが皆無であり、ポークリス型の原子力潜水艦の活動を制止する手段がないか

ら、実現は至難であろう。欧州におけるディスエンゲージメント（兵力引き下げ）をアジアに移入しようとする提案と同じように具体性に欠けている。

軍縮交渉に主要な軍事力を持つ国のみを参加せしめようとする考えは国際常識と化しているが、軍備を持たない国の意見は寧ろ公正で適切なことが多く、わが国のごときは軍縮委員会に出席を求めて発言を試みるべきである。アジア・アフリカ等の中立的な国々への登壇する国際会議において、米ソなどの強国が世界世論を考慮して、軍縮への熱意をかりたてられる傾向にあることを止目せねばなるまい。

最後にわが国で軍縮を専門に研究している研究所も役所も存在しない事実を指摘し、実証的に軍縮の調査研究が今後大いに推進されることを切望したい。まずかかる軍縮専門の役所を設置すべきである。わが防衛研究所などでは、軍縮研究を望まない傾向が見え、どうしても別の機関を設ける必要が痛感される。軍縮は広い意味のわが国の安全保障に貢献する問題である。学問の実践的な使命に日本人はもっと眼覚めてもよいのではなからうか。専門的な科学者の協力なくして軍縮問題は推進しえ

ないもので、査察や管理の部門はとくに然りである。

(一橋大学教授)

(追記)

軍縮にかんする文献目録について、『一橋論叢』第五〇巻六号の私の書いた「軍縮研究ノート」を参照された。尚その頃私が入手した軍縮関係の著書に左の如きものがある。

Philip Van Slyck; *The Control of National Power*, 1964.

- Amirai Etzioni; *Winning without War*, 1964.
Alexander Dallin and Others; *The Soviet Union and Disarmament*, 1964.
Edward McWinney (edited); *Law, Foreign Policy and the East-West Détente*, 1964.
Joseph L. Nogee; *Soviet Policy toward International Control of Atomic Energy*, 1961.
W. W. Kuski; *International Politics in a Revolutionary Age*, 1964.